

1. (カード利用)

(1) 当座預金・普通預金（総合口座取引の普通預金のほか無利息型普通預金を含みます。以下同じです。）について発行した京都北都信用金庫入金専用カード（以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機およびロビー入金機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して当座預金および普通預金に預入れをする場合
 - ② その他当金庫所定の取引をする場合
- (2) カード契約者は、従業員、使用人等に発行番号を付したカードを貸与し、使用させることができます。
- (3) カード表面には、カード契約者名および発行番号を表示します。

2. (預金機による預入)

- (1) 預金機を使用して預入れをする場合は、預金機の画面表示等の操作手順に従い、預金機にカードを挿入し、現金を投入してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) カードの新規申込受付時には「現金自動預入支払機専用通帳」を交付しますので、預金機による預入れ時に発行される「ご利用明細票」を綴り込んで保管してください。
- (4) 当座預金の入金に関しては、15時までの取扱いとなります。

3. (預金機利用手数料)

- (1) 預金機を使用して当座預金・普通預金に預入れをする場合は、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をお支払いいただきます。
- (2) 預金機利用手数料は、当座預金の場合は小切手、普通預金の場合は通帳および払戻請求書のいずれにもよることなく、預金の預入れ時にその預入れをした預金口座から自動的に引き落としします。
なお、預入提携先の預金機利用手数料は、当金庫から預入提携先に支払います。

4. (預金機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合は、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより当座預金および普通預金に預入れすることができます。
- (2) 前項による預入れをする場合は、カードを窓口へ提出し、当金庫所定の手続きをしてください。

5. (カードによる預入れ金額等の通帳記入)

カードにより預入れた普通預金の金額および預金機利用手数料金額等は、通帳が当金庫本支店の預金機で使用された場合または当金庫本支店の窓口へ提出されたときに通帳記入します。

6. (カードの紛失・盗難・届出事項の変更等)

紛失・盗難によりカードを失ったときまたは氏名（法人の場合は法人名・代表者名）、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人（法人の場合は代表者）から当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。

7. (カードの再発行等)

カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

8. (預金機への誤入力等)

- (1) 預金機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機を使用した場合の預入提携先の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口での普通預金の預入れをする際に、当金庫所定の入金票への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合は、カードを当金庫に返却してください。また、当金庫当座勘定規定、普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求がございましたら直ちにカードを当金庫に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類を提示し、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第10条に定める規定に違反した場合
 - ② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合
 - ③ カード契約者がカード発行手数料を支払わない場合

10. (譲渡・質入れの禁止)

カードは譲渡・質入れすることはできません。

11. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定および普通預金規定により取扱います。

12. (規定の変更等)

- (1) 当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者へ通知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2023年1月1日制定)